

# 新型コロナウイルス感染に関する感染管理 FAQ

(2020年7月20日版)

これまでに本会へ寄せられたご相談への回答を中心に Q&A としてまとめました。  
新しい情報、変更等があれば、その都度更新します。

## 1. 衛生管理 . . . . . 4

- 1) 手指消毒薬が少なくなってきました。エタノールを薄めて使用してもよいですか。
- 2) 手指消毒薬が在庫切れで、多忙な部署のため毎回手洗いすることも困難です。どうしたらよいですか。
- 3) 排泄物が新型コロナウイルス感染症の感染源になるリスクはありますか。

## 2. 个人防护具の利用 . . . . . 4

- 1) 新型コロナウイルス陽性患者を受け入れるために、必要な个人防护具を教えてください。
- 2) 新型コロナウイルス陽性患者に使用する个人防护具は、全身タイプが必要になりますか？また、患者に使用している个人防护具は、何時間まで着用できますか。
- 3) 个人防护具が不足しています。どう対処したらよいですか。

## 3. 医療機関の感染管理 . . . . . 5

- 1) 外来に勤務していますが、いつ新型コロナウイルス感染症の患者が受診するかわからず不安です。どのような準備をしておくとうよいですか。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるにあたり、参考となるマニュアルはありますか。
- 3) 病棟のゾーニング方法を教えてください。
- 4) ゾーニングを行ったときの个人防护具使用時の注意点を教えてください。
- 5) 新型コロナウイルス感染症の患者が使用したリネン類の取り扱いについて教えてください。
- 6) 職員ユニフォームの洗濯方法を教えてください。
- 7) 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物の取り扱いについて教えてください。

#### **4. 分娩取扱い施設の感染管理 . . . . . 8**

- 1) 分娩取扱い施設における感染予防対策を教えてください。
- 2) 分娩管理時間短縮のための帝王切開の妥当性をどのように考えたらよいですか。

#### **5. 精神科病院の感染管理 . . . . . 8**

- 1) 精神科病院における感染予防対策を教えてください。
- 2) 新型コロナウイルスに感染した精神科患者の受け入れ先はどのように検討すればよいですか。

#### **6. 訪問看護ステーションの感染管理 . . . . . 10**

- 1) 在宅における感染予防対策を教えてください。
- 2) 在宅におけるゾーニング方法を教えてください。

#### **7. 介護施設の感染管理 . . . . . 11**

- 1) 介護施設において、利用者が発熱したら、どのような感染予防対策をすればよいですか。
- 2) 介護施設において、食事や運動、レクリエーションなどの活動時は、どのような感染予防対策をすればよいですか。
- 3) 介護施設のゾーニング方法について教えてください。

#### **8. 保育所の感染管理 . . . . . 12**

- 1) 保育所における感染予防対策を教えてください。
- 2) 保育所において、新型コロナウイルス感染症を疑う園児への対応を教えてください。

#### **9. 医療者自身の家族への対応 . . . . . 15**

- 1) 新型コロナウイルス感染症患者の看護をした後、同居家族への感染予防対策は何をすればよいですか。
- 2) 新型コロナウイルス感染症に対応する部署で勤務する看護職が、家庭で子どもと接するときの注意点を教えてください。

## 10. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

- 1) 新型コロナウイルス感染症患者がいない病棟での感染予防対策はどうすればよいですか。
- 2) 風邪症状がある医療者の就業制限の基準と対応方法を教えてください。
- 3) 新型コロナウイルスに感染した職員（看護職）の勤務開始の目安を教えてください。
- 4) 新型コロナウイルス感染症に対応している職員の精神的な負担が心配です。
- 5) 濃厚接触者の定義と、濃厚接触者となった看護職員への対応方法を教えてください。

## 1. 衛生管理

### 1) 手指消毒薬が少なくなってきました。エタノールを薄めて使用してもよいですか。

- A. 希釈作業で消毒薬が汚染する可能性や至適濃度にするための作業が複雑なため、積極的にお勧めはしませんが、一時的な品薄状態への対応策として、薬剤部に院内製剤のご相談をされてはいかがでしょうか。

### 2) 手指消毒薬が在庫切れで、多忙な部署のため毎回手洗いすることも困難です。どうしたらよいですか。

- A. 手指消毒薬がない状況では、石けんと流水による手洗いに切り替えて手指衛生を行います。毎回の手洗いが困難な場合があることは理解できますが、手指衛生として手洗いに代わる方法はありません。状況によっては、使い捨ての手袋を活用できますが手指衛生の代替えにはならないため、手洗いが患者および職員にとって、そして自分自身にとって重要な感染予防策であることを職員と共有し、どのようにすれば手洗いを実行できるか考えて、実施して頂きたいと思います。

### 3) 排泄物が新型コロナウイルス感染症の感染源になるリスクはありますか。

- A. 便からの新型コロナウイルスが検出され感染源になり得ることを示唆する報告が複数あります。感染予防のためには、患者の排泄物を処理する際の个人防护具の着用や手指衛生といった標準予防策（スタンダードプリコーション）の遵守が重要です。

## 2. 个人防护具の利用

### 1) 新型コロナウイルス陽性患者を受け入れるために、必要な个人防护具を教えてください。

- A. 眼・鼻・口を覆うためのゴーグルやフェイスガード、サージカルマスク。加えてガウン、手袋、キャップが必要です。またエアロゾルが発生する処置やケアを実施する際にはN95マスクを使用します。具体的な使用例は下記資料を参考にしてください。

#### ■新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(2020年6月2日改訂版)

(国立感染症研究所感染症疫学センター・国立国際医療研究センター国際感染症センター)

別添：表. 状況、職種、活動種類に応じた COVID-19 流行時における PPE の使用例

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602tbl.pdf>

- 个人防护具の着脱については、本会ホームページの新型コロナウイルス感染症関連情報に掲載している動画【个人防护具の正しい着脱・約7分間】をご参照ください。

<https://youtu.be/NVPLpnX6cRM>

**2) 新型コロナウイルス陽性患者に使用する個人防護具は、全身タイプが必要になりますか？また、患者に使用している個人防護具は、何時間まで着用できますか。**

- A. 新型コロナウイルス感染症予防のための個人防護具は、医療従事者の皮膚、粘膜、ユニフォームをウイルスによる汚染から守るものです。全身を一体型に覆う防護服がありますが、それが必須ではなく、キャップとガウン、眼・鼻・口を覆う個人防護具（ゴーグルやフェイスシールド、サージカルマスクなど）を組み合わせて着用しても同様の防護を期待できます。また各個人防護具の使用は時間管理するものではなく、感染症患者の病室を出るなど使用が終了した時点で汚染した個人防護具は直ちに脱ぐようにします。また使用中に破損や汚染をした場合には、その都度交換が必要になります。

**3) 個人防護具が不足しています。どう対処したらよいですか。**

- A. サージカルマスク、N95 マスクなどの個人防護具の再利用の方法やその注意点については、下記の厚生労働省の資料を参考にしてください。また目の防護だけでなくマスク表面の汚染を避けるために、クリアファイルなどで作成した顔全面を覆うシールドを作成し使用している施設もあります。使用時には一時的な代替品であることを理解し、また使用時の安全性やリスクについて各施設で検討してください。

■サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、の例外的取扱いについて(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 令和2年4月14日付事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>

■N95 マスクの例外的取扱いについて（厚生労働省 令和2年5月28日付事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000621007.pdf>

■医療用個人防護具の代替品 性能評価と作り方（職業感染制御研究会）  
<https://covid-19-act.jp/ppe/>

■新型コロナウイルス感染症対応における呼吸用防護具製品の適正使用に関する注意（職業感染制御研究会/一般社団法人日本環境感染学会/フィットテスト研究会感染部会・産業部会 2020年6月12日）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19\\_kokyukibogogu-tekiseishiyo.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_kokyukibogogu-tekiseishiyo.pdf)

### **3. 医療機関の感染管理**

- 1) 外来に勤務していますが、いつ新型コロナウイルス感染症の患者が受診するかわからず不安です。どのような準備をしておくといいですか。

- A. 無症状あるいは症状が軽微な患者も含め、全ての医療機関に新型コロナウイルスの感染者が受診する可能性がありますので、標準予防策（スタンダードプリコーション）の徹底が重要です。外来患者への対応について、日本環境感染学会が情報提供しておりますので、下記資料をご参照ください。

■医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版

（一般社団法人日本環境感染学会 2020年5月7日）

[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19\\_taioguide3.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf)

また、新型コロナウイルス感染症を疑う症状から、感染を疑う患者を早期に把握し、他の患者とは別に優先的に診療を行う体制整備が求められます。

- 外来のトリアージについては、本会ホームページの新型コロナウイルス感染症関連情報に掲載している動画【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症対策とトリアージ（クリニック編）・約10分間】をご参照ください。

<https://youtu.be/NM6Butoymbg>

**2) 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるにあたり、参考となるマニュアルはありますか。**

- A. 新型コロナウイルス感染症に関する情報は日々更新されていますので、厚生労働省、国立国際医療研究センター、学会等が発信する最新情報を確認してください。また国立感染症研究所や学会が公開する資料がありますので基本的な対応についてご参照ください。

■医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版

（一般社団法人日本環境感染学会 2020年5月7日）

[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19\\_taioguide3.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf)

■新型コロナウイルス感染症に対する感染管理

（国立感染症研究所 他 改訂2020年4月27日（6月2日改訂））

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>

**3) 病棟のゾーニング方法を教えてください。**

- A. 施設内を区分けすることをゾーニングといいます。感染管理においてゾーニングは、感染症の患者がいる区域とそうでない区域を分けることです。

新型コロナウイルス感染症患者は個室で療養管理することが原則です。患者が多数いる場合は同室や同フロアの単位で管理します。感染症の患者がいる区域とそうでない患者のいる区域を明確に分けます。

スタッフ全員、一目瞭然で区分けがわかるように色テープなどを床に貼って、表示する工夫などもされています。

#### 4) ゾーニングを行ったときの个人防护具使用時の注意点を教えてください。

- A. 感染患者がいる区域内で医療従事者は个人防护具を着用していますが、それを脱ぐ場所も明確にしておく必要があります。患者と接した後の个人防护具は汚染しているため、清潔な区域に个人防护具を着用したまま出てくることは許されません。

个人防护具を脱ぐ際に、自分自身がウイルスで汚染することがあります。着脱の回数が増えるとその分、汚染リスクは高くなります。したがって新型コロナウイルス感染症の患者に対応する看護職等はその勤務中は固定し、他の患者が入院している区域へは入らないでください。逆に他の患者を受け持つスタッフも、感染症の患者が入院する区域には入らないでください。

#### 5) 新型コロナウイルス感染症の患者が使用したリネン類の取り扱いについて教えてください。

- A. 多くの医療機関がリネン類やユニフォームの洗濯を外部委託しています。新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具等の取り扱いに関する厚生労働省からの事務連絡によると、寝具類の外部委託にあたっては、医療機関内で消毒を行うこととされていますが、同時に、新型コロナウイルス感染症患者が多数入院し、消毒作業に過大な負担が掛かり、医療提供に支障を生じる場合や、消毒作業を行う人員確保が困難な場合等においては、医療機関内で消毒を行わずに外部委託して差し支えないと示されています。

その際には、感染症患者の使用後リネン類によって外部委託業者が感染することがないように、安全な取り扱いが求められます。

下記、厚生労働省の事務連絡を参照に、医療機関内での対応を検討した上で、委託業者との間で取り扱いを確認してください。

■医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて  
(厚生労働省 令和2年4月24日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000624961.pdf>

#### 6) 職員ユニフォームの洗濯方法を教えてください。

- A. 外部委託業者へ洗濯を委託している場合には、5)と同様に厚生労働省の事務連絡を参考にまずは医療機関内での対応を検討した上で、必要であれば委託業者との間で取り扱

いを確認してください。

また、診療所や訪問看護ステーションなどで家庭用の洗濯機を使用し洗濯されている場合には、0.05%～0.1%次亜塩素酸ナトリウムで30分間の浸漬消毒を行ったのちに洗濯を実施してください。

- 医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて  
(厚生労働省・令和2年4月24日付事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000624961.pdf>

#### 7) 新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物の取り扱いについて教えてください。

- A. 新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も、他の感染性廃棄物と同様に処理が可能です。「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理してください。

- 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）（平成30年3月）  
<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

- 廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン（一般財団法人日本環境衛生センター 他 令和2年5月）  
<https://www.jesc.or.jp/Portals/0/center/library/2020guideline2.pdf>

- 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A  
ー医療関係機関等向けー（環境省）（令和2年6月29日時点版）  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronaqa/qa2.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/qa2.html)

## 4. 分娩取扱い施設の感染管理

### 1) 分娩取扱い施設における感染予防対策を教えてください。

- A. 妊婦に対する感染制御と周産期管理については、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医学会、日本産婦人科感染症学会による合同ガイドラインが策定されています。また妊産婦や乳幼児に向けた新型コロナウイルス対応関連情報について厚労省や学会が情報提供をしていますのでご参照ください。

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応（第四版）  
(日本産婦人科学会 他 令和2年6月10日)  
<http://jsidog.kenkyuukai.jp/images/sys/information/20200611184440-1148CF495C876D5653BEBB457CA8B4151B76062C65B81609F6BF8D90B4662724.pdf>



- 妊産婦や乳幼児に向けた新型コロナウイルス対応関連情報（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10890.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10890.html)

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について（第8報）

（公益社団法人 日本産婦人科医会 令和2年5月26日）

<https://www.jaog.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/05/200526.pdf>

- 一般社団法人日本産婦人科感染症学会の関連情報

<http://jsidog.kenkyuukai.jp/information/index.asp?>

## 2) 分娩管理時間短縮のための帝王切開の妥当性をどのように考えたらよいですか。

- A. 上記で紹介した「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応（第四版）」の中に、産科的管理についての記載があります。産婦の症状と医療資源を勘案して検討してください。

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応（第四版）

（日本産婦人科学会 他 令和2年6月10日）

<http://jsidog.kenkyuukai.jp/images/sys/information/20200611184440-1148CF495C876D5653BEBB457CA8B4151B76062C65B81609F6BF8D90B4662724.pdf>

## 5. 精神科病院の感染管理

### 1) 精神科病院における感染予防対策を教えてください。

- A. 患者の入院病棟（閉鎖病棟・開放病棟）のいずれの場合においても、職員および患者への手指衛生の実施と個人防護具（特にマスク）を装着する等の標準予防策（スタンダードプリコーション）を徹底することが基本です。また、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を早期発見し、感染拡大防止のために他の患者と別室で管理することが求められます。

- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症対応ガイド第3版」

（日本環境感染学会 2020年5月8日）

[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19\\_taioguide3.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf)

- 新型コロナウイルス感染症 関連情報（日本精神科病院協会）

<https://www.nisseikyo.or.jp/news/jimukyoku/jnews.php?id=20&bm=0>

## 2) 新型コロナウイルスに感染した精神科患者の受け入れ先はどのように検討すればよいですか。

- A. 患者の場合は、感染を疑う時点で個室隔離を行い、地域の感染症指定医療機関や感染症診療協力医療機関で対応が可能な場合は、転院する手続きが進められます。しかし感染拡大に伴い、精神疾患を有する患者が新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合、精神科を標榜する医療機関で対応することが求められる場合も想定されます。転院時の搬送、精神科医療機関における対応について、下記をご参照ください。

### ■新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送について

(厚生労働省 令和2年4月14日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622296.pdf>

### ■精神科を標榜する医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

(厚生労働省 令和2年4月3日付事務連絡)

<https://www.nisseikyo.or.jp/images/news/gyousei/coronavirus/200403-03.pdf>

### ■精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応について

(厚生労働省 社会・援護局 令和2年6月2日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000636429.pdf>

## 6. 訪問看護ステーションの感染管理

### 1) 在宅における感染予防対策を教えてください。

- A. 平時からの対応、ご利用者及びご家族の新型コロナウイルス感染が疑われる場合などについて対策が必要です。また新型コロナウイルス感染症で軽度者が自宅療養になることで、利用者への対応が必要になることが考えられます。それぞれについて、日本訪問看護財団で情報提供していますのでご参照ください。

### ■【第1報】 新型コロナウイルス感染症に関する訪問看護従事者の対応例

(公益財団法人 日本訪問看護財団 令和2年3月6日)

[https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2019/korona\\_taisaku20200306.pdf](https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2019/korona_taisaku20200306.pdf)

### ■【第4報】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う訪問看護ステーションに関連した情報

(公益財団法人 日本訪問看護財団 令和2年4月10日)

[https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2020/korona\\_taisaku20200410-2.pdf](https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2020/korona_taisaku20200410-2.pdf)

■【第7報】「新型コロナウイルス感染症に関する対応例とこころのケア」

(公益財団法人 日本訪問看護財団 令和2年6月1日)

[https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2020/korona\\_taisaku20200601.pdf](https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2020/korona_taisaku20200601.pdf)

■日本訪問看護財団の新型コロナウイルス感染症対策の情報提供

<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/korona>

## 2) 在宅におけるゾーニング方法を教えてください。

- A. 感染者・感染が疑われる者あるいは濃厚接触者がいる居宅に訪問をする際、訪問者は他の利用者や事業所内にウイルスを持ち込まないことが重要です。そのためには訪問する居宅において感染予防のために个人防护具を着用する区域、个人防护具を脱いでよい区域を分けて感染対策を行います。

家庭内で区域をどのように考え分けているかを確認し、区域を分けて生活をしている場合はそれに準じて个人防护具を着脱し、全く区域を分けていない居宅では玄関から入った先は个人防护具が必要な区域と考えます。

同居のご家族に対しては、厚生労働省からの家庭内での感染対策に関する情報を提供するとよいでしょう。

■新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項

(日本環境感染学会とりまとめ) (厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html)

■ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと

～8つのポイント～ (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

## 7. 介護施設の感染管理

### 1) 介護施設において、利用者が発熱したら、どのような感染予防対策をすればよいですか。

- A. 発熱した利用者がある場合には、その他の症状を確認し、確実な発熱の原因がなければ感染の疑いがある者として対応します。原則個室とし、利用者が部屋を出る際にはマスクをしていただきます。感染の疑いがある利用者とその他の利用者は、可能な限り担当する職員を分けることが望ましいです。

高齢者の状態は急激に悪化する可能性もあるため、観察を密に行うことが重要です。感染拡大のための対策、および受診の目安等については、下記、厚生労働省の資料をご参照ください。

■介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

■新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について  
（厚生労働省 令和2年5月8日付事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000628619.pdf>  
（別紙）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

■介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について  
（厚生労働省 他 令和2年5月4日付事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000627566.pdf>

■リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」について（厚生労働省 他 令和2年2月28日付事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000601682.pdf>

日本環境感染学会では「高齢者介護施設における感染対策 第1版」および「高齢者福祉施設の方のためのQ&A」を公表しています。また、高齢者福祉施設従事者の方を対象とした動画も紹介されています。あわせてご参照ください。

■高齢者福祉施設の方のためのQ&A（一般社団法人 日本環境感染学会）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koureisyashisetsu\\_Q%26A.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koureisyashisetsu_Q%26A.pdf)

■高齢者福祉施設従事者の方のためのQ&A（第2版）  
（一般社団法人 日本環境感染学会 2020年5月26日）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koureisyashisetsu\\_Q%EF%BC%86A\\_2.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koureisyashisetsu_Q%EF%BC%86A_2.pdf)

■高齢者介護施設における感染対策第1版  
（一般社団法人 日本環境感染学会 2020年4月3日）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koreisyakaigoshisetsu\\_kansentaisaku.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koreisyakaigoshisetsu_kansentaisaku.pdf)

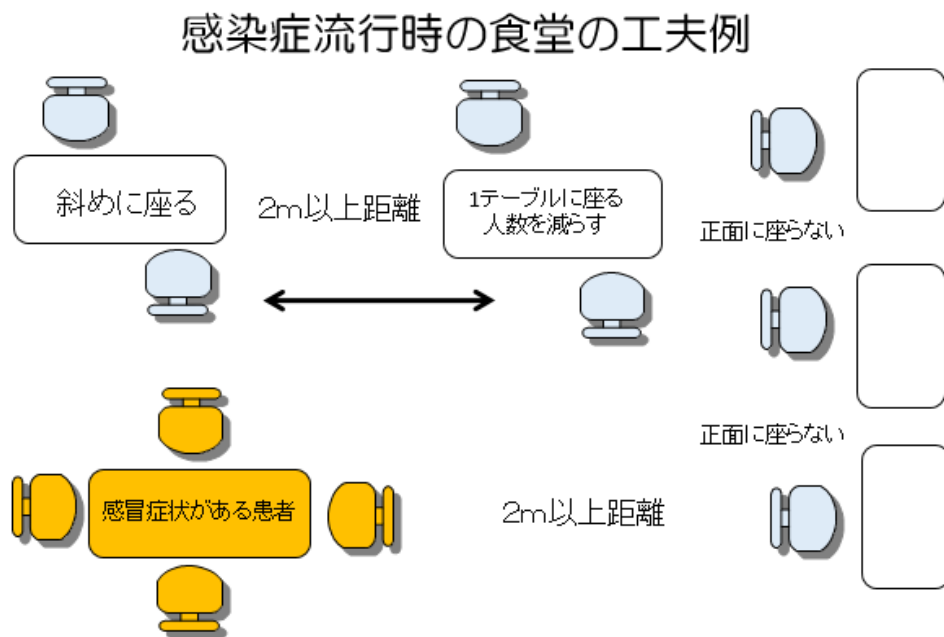
■福祉・介護施設における新型コロナウイルス感染症の対策（動画）

（一般社団法人 日本環境感染学会）

<https://www.youtube.com/watch?v=0vH1FPr5gFA&feature=youtu.be>

2) 介護施設において、食事や運動、レクリエーションなどの活動時は、どのような感染予防対策をすればよいですか。

- A. 食堂で食事をする患者の人数を減らすこと、換気することを提案します。食堂で食事をしてもらう場合は、テーブルの位置を離すなどの工夫が必要です。下記を参考にしてください。



密集するような運動や、レクリエーションなどは中止することをお勧めします。

- 介護施設における環境対策については、本会ホームページの新型コロナウイルス感染症関連情報に掲載している動画【「3つの密」を避ける！（施設編）・約6分間】をご参照ください。

<https://youtu.be/HAEKbqnlUoY>

3) 介護施設のゾーニング方法について教えてください。

- A. 新型コロナウイルス感染症あるいは感染症を疑う利用者がある場合は、原則個室としてください。

複数人いる場合は同室や同フロアの単位で管理します。施設内でのゾーニングの基本的な考え方は、「3. 医療機関の感染管理 3) 病棟のゾーニング方法を教えてください。」の回答をご参照ください。

感染またはその疑いのある利用者がいる区域とそうでない区域を明確に分けること。それによって个人防护具の着用が必要な区域と、そこで着用した个人防护具を付けたまま出て来てはいけない区域とに分かれます。それぞれの区域を職員全員に周知し、適切な行動がとれるようにします。

なお感染またはその疑いのある利用者自身の身体状態が移動可能な場合、分けられている区域から出ないように、例えば他の利用者との共同スペース（トイレ、洗面所、食堂など）を利用できないことなどについて説明し、実行してもらう必要があります。

日本環境感染学会が公開している、高齢者施設における感染対策の資料についてもご参照ください。

#### ■ 高齢者介護施設における感染対策第1版

(一般社団法人 日本環境感染学会 2020年4月3日)

[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koreisyakaigoshisetsu\\_kansentaisaku.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koreisyakaigoshisetsu_kansentaisaku.pdf)

## 8. 保育所の感染管理

### 1) 保育所における感染予防対策を教えてください。

A. 保育所においても標準予防策（スタンダードプリコーション）が重要です。特に守っていただきたいのは以下の4点です。

- ①保育士の健康管理と就業制限
- ②保育士の手洗い、手指衛生
- ③保育室内の環境整備
- ④子供への衛生指導の強化

保育所における感染症対策については、厚生労働省の事務連絡や公開されている関連情報をご参照ください。

#### ■ 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)

#### ■ 保育所における感染症対策ガイドライン 2018年改訂版（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

### 2) 保育所において、新型コロナウイルス感染症を疑う園児への対応を教えてください。

A. 園児に新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合には、他の児や職員への感染拡大も考慮し、感染対策をとる必要があります。日本小児感染症学会が、事前の備えや感

染が疑われる園児への対応等について手引きを公開していますので、それをご参照ください。

- 保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き（日本小児感染症学会 新型コロナウイルス感染症に関するワーキンググループ 2020年3月25日発行）  
[http://www.jspid.jp/news/2003\\_covid19\\_1.pdf](http://www.jspid.jp/news/2003_covid19_1.pdf)

基本的な感染対策については、厚生労働省よりガイドラインが示されています。

- 保育所における感染症対策ガイドライン 2018年改訂版（厚生労働省）  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

## 9. 医療者自身の家族への対応

### 1) 新型コロナウイルス感染症患者の看護をした後、同居家族への感染予防対策は何をすればよいですか。

- A. 勤務終了後には、必ず手指衛生を行ってください。またユニフォームから私服に着替えたあとは、院内にとどまらず速やかに帰宅してください。同居家族のいる自宅にウイルスを持ち込まないことが重要です。

新型コロナウイルス感染症は、接触感染をするウイルスです。自分では気付かないうちに髪や顔に触ることがあり、それによってそうした個所にウイルスが留まり持ち帰る可能性があります。帰宅後はすぐに手指衛生、洗顔、シャワーをお勧めします。

日常から不用意に髪や顔（眼・鼻・口）を触らないように注意することは感染防止につながります。

### 2) 新型コロナウイルス感染症に対応する部署で勤務する看護職が、家庭で子どもと接するときの注意点を教えてください。

- A. 勤務終了後に手指衛生や着替えは行っても、小さなお子様がいる場合、帰宅時に抱っこなどで親の顔や髪に触れる機会があることに注意が必要です。シャワーを浴びるまではできるだけ抱っこを避けるようにします。もしその前に子どもが触れてしまった場合は、その手で子供が目や鼻、口などを触らないよう、すぐに手洗いをさせてください。

## 10. その他

### 1) 新型コロナウイルス感染症患者がいない病棟での感染予防対策はどうすればよいですか。

- A. 現在入院中の患者に対する感染対策としては、これまで通り標準予防策（スタンダード

プリコーション) を実施してください。特にこまめな手指衛生、咳エチケットは重要です。

無症候で入院した患者が感染者である場合や、ウイルスが面会者や職員などによって外から持ち込まれることも考えられます。患者自身が手指衛生を適切に行えるよう、また風邪症状等があればすぐに申し出るなどを指導するとともに、面会制限、外出・外泊の自粛も検討が必要です。

常に職員・患者の新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱や咳、咽頭痛や倦怠感など）の有無に注意し、感染拡大防止につなげるようにしてください。

## 2) 風邪症状がある医療者の就業制限の基準と対応方法を教えてください。

A. 職員が発熱・咳・咽頭痛などの風邪症状がある場合は、感冒やインフルエンザなどの場合と同様に自宅療養をお勧めします。また院内で相談する医師を決めて、医師の指示に基づく PCR 検査指示をしてもらうか、新型コロナウイルス感染症を疑う症状として下記を目安に、保健所の「帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合

### ■新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

(厚生労働省 令和2年5月8日付事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628619.pdf>

(別紙)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

また、PCR 検査を実施していない感染が疑われた職員の復職基準については、現在国内で明確な基準はありません。参考として、米国では、CDC（アメリカ疾病予防管理センター）が「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ咳や息切れなどの呼吸器症状が改善から 72 時間経過していること、かつ、最初の症状から 7 日以上経過していること」としています。

## 3) 新型コロナウイルスに感染した職員（看護職）の勤務開始の目安を教えてください。

A. 2020 年 5 月 1 日付の厚生労働省通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」より、  
・退院基準と同様の基準を満たすこと（症状の軽快が確認されてから（無症状病原体保



有者については陽性の確認から) 24 時間後に PCR 検査を実施し、陰転化が確認された場合には、当該検査に係る検体採取から 24 時間以後に再度検体採取を実施して 2 連続で PCR 検査での陰性が確認されたこと)

- ・ 宿泊療養又は自宅療養の軽症者等の場合は、宿泊療養又は自宅療養を開始した日から 14 日間経過したこと (その際、当該 14 日間は、保健所 (又は保健所が委託した者) が健康観察を実施し、症状に大きな変化がある等の場合は、医師の診察を受け、必要な場合には入院することとする) のいずれかを満たすと判断された場合に就業制限は解除とされています。

■感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて (厚生労働省 令和 2 年 5 月 1 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627457.pdf>

#### 4) 新型コロナウイルス感染症に対応している職員の精神的な負担が心配です。

- A. 2020 年 1 月 15 日に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認されて以降、世界中で感染拡大が続いている状況です。常に感染の危険を感じながら勤務にあたる医療従事者の精神面のサポートも重要です。

日本赤十字社より、感染症がもたらす影響やストレス反応、こころの健康を維持するために必要なことを示したガイドが公開されています。また、感染患者対応にあたっている職員に向け、直接対応していない院内の看護職から応援メッセージを届けている病院の例もあります。職員をサポートする際のご参照としてください。

■新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対応する職員のためのサポートガイド (日本赤十字社)

[http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200330\\_006139.html](http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200330_006139.html)

#### 5) 濃厚接触者の定義と、濃厚接触者となった看護職への対応方法を教えてください。

- A. 国立感染症研究所は濃厚接触者の定義を以下の通り示しています。

「濃厚接触者」とは、「患者 (確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者 (確定例) と同居あるいは長時間の接触 (車内、航空機内等を含む) があつた者
- ・ 適切な感染防護なしに患者 (確定例) を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者 (確定例) の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他: 手で触れることの出来る距離 (目安として 1 メートル) で、必要な感染予防策なしで、「患者 (確定例)」と 15 分以上の接触があつた者 (周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

濃厚接触者の定義について、国立感染症研究所と厚生労働省が資料を公開しています。  
下記資料をご参照ください。

- 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年5月29日暫定版）（国立感染症研究所 令和2年5月29日）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

- 積極的疫学調査実施要領における濃厚接触者の定義変更等に関する Q&A  
（国立感染症研究所 令和2年4月27日）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9582-2019-ncov-02-qa.html>

- 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に関する Q&A について（厚生労働省 令和2年4月21日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000623425.pdf>

また、濃厚接触者となった看護職への対応については上記と併せて、日本環境感染学会の資料もご参照ください。医療従事者のウイルス曝露のリスク評価と就業制限やPCR検査の適応等の対応が示されています。

- 医療機関における新型コロナウイルス感染症対応ガイド第3版  
（一般社団法人日本環境感染学会 2020年5月7日）

[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19\\_taioguide3.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf)